

日医発第 1463 号（情シ）
令和 8 年 10 月 22 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に
規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び
電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 の規定に基づき運用されているところですが、先般の厚生労働省内の組織再編や、社会保険診療報酬支払基金の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への改組等を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について、厚生労働省より改めて示され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛に参りました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法】

総確法施行規則第 9 条、第 10 条第 2 項、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定にする電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構・（以下・「DX 審査支払機構」という。）が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行う。

【電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等】

総確法施行規則第 19 条の 3 及び第 19 条の 5 第 3 項の規定にする電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法は、DX 審査支払機構が運営する電子カルテ情報共有サービスを介して、オンライン資格確認等システム外

部インターフェイス仕様書及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとし、総確法施行規則第 19 条の 5 第 3 項に規定する電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の表示方法は、電子カルテ情報共有サービスを介して、当該仕様を満たすファイルを表示することにより行う。

【別添資料】

- ・事務連絡：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について

事 務 連 絡
令和8年10月16日

別記団体 御中

厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について

標記について、別紙のとおり、各都道府県知事、市区町村長、地方厚生（支）局長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

公益社団法人	日本医師会
一般社団法人	日本病院会
公益社団法人	全日本病院協会
一般社団法人	日本医療法人協会
一般社団法人	日本社会医療法人協議会
公益社団法人	日本精神科病院協会
公益社団法人	全国自治体病院協議会
一般社団法人	国立大学病院長会議
一般社団法人	日本私立医科大学協会
一般社団法人	全国公私病院連盟
一般社団法人	日本慢性期医療協会
社会福祉法人	恩賜財団済生会
公益社団法人	日本歯科医師会
公益社団法人	日本薬剤師会
一般社団法人	日本病院薬剤師会
一般社団法人	日本保険薬局協会
一般社団法人	日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人	日本薬局協励会
日本赤十字社	
国家公務員共済組合連合会	
全国厚生農業協同組合連合会	
社会福祉法人	北海道社会事業協会
独立行政法人	国立病院機構
独立行政法人	労働者健康安全機構
独立行政法人	地域医療機能推進機構
国立研究開発法人	国立がん研究センター
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構	
防衛省人事教育局衛生官	
文部科学省高等教育局医学教育課	
都道府県後期高齢者医療広域連合	
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	
全国健康保険協会	
健康保険組合	
健康保険組合連合会	

公益社団法人	国民健康保険中央会
一般社団法人	保健医療福祉情報システム工業会
一般財団法人	医療情報システム開発センター

政情発 1016 第 6 号
令和 8 年 10 月 16 日

各

〔	都 道 府 県 知 事	〕 殿
	市 区 町 村 長	
	地方厚生（支）局長	

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に
規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び
電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について

電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 の規定に基づき運用されているところですが、先般の厚生労働省内の組織再編や、社会保険診療報酬支払基金の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への改組等を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について、下記のとおり改めてお示しします。

貴職におかれては、内容について御了知の上、貴管下の医療機関、薬局等に周知願います。

なお、「電子処方箋管理サービスにおける処方箋等の提供に関する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスにおける電子診療録等情報の提供等に関する情報の送付方法等について（通知）」（令和 8 年 4 月 1 日付け厚生労働省発産情 0401 第 3 号・厚生労働省発医薬 0401 第 9 号厚生労働大臣通知）については、本通知発出日をもって廃止します。

記

1. 総確法施行規則第 9 条、第 10 条第 2 項、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定にする電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX 審査支払機構」と

いう。)が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行う。

2. 総確法施行規則第 19 条の 3 及び第 19 条の 5 第 3 項の規定にする電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法は、DX 審査支払機構が運営する電子カルテ情報共有サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとし、総確法施行規則第 19 条の 5 第 3 項に規定する電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の表示方法は、電子カルテ情報共有サービスを介して、当該仕様を満たすファイルを表示することにより行う。

※オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書、電子処方箋管理サービス記録条件仕様及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様については、DX 審査支払機構が提供するシステムベンダ・事業者向けウェブサイト（医療機関等 O N S）において公表しております。